

広島県選挙管理委員会告示第八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十四年十二月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

選挙区	三分の一の数
広島市中区	三五、一三二
広島市東区	三二、四七三
広島市南区	三七、四七四
広島市西区	四九、七九九
広島市安佐南区	六〇、二九八
広島市安佐北区	四一、二五四
広島市安芸区	二一、一二二
広島市佐伯区	三六、五四三
呉市	六六、七八六
竹原市豊田郡	一〇、四一八
三原市世羅郡	三三、三九六
尾道市	四〇、六六六
福山市	一二五、八八八
府中市神石郡	一四、九九七
三次市	一五、五六六
庄原市	一一、一七〇
大竹市	七、九五一
東広島市	四七、四六七
廿日市市	三一、九八三
安芸高田市	八、七二〇
江田島市	七、六六四
安芸郡	三一、五四七
山県郡	七、五三二